

○財務省告示第七十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十四年二月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年三月八日
財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第三百十
三回）
二 発行の根拠
平成二十三年度における公債の
発行の特例に関する法律（平成
二十三年法律第六号）第二条
第一項及び東日本大震災から
復興のための施策を実施するた
めに必要な財源の確保に関する
特別措置法（平成二十三年法律
第一百七号）第六十九条第一項
並びに特別会計に関する法律
（平成十九年法律第二十三号）
第四十七条及び第六十二条第一
項

三 振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において

四 発行方法

六

イ

発

入 価 入 価 ・ 別 債
 札 格 行 札 格 第 参 市
 発 競 発 競 II 加 場
 行 争 額 行 争 非 者 特

ハ

ロ

特 国 札 非
 別 債 発 競
 参 市 行 争
 加 場 入

条 特 三 国 条 特 面 行 十 百 国 条 特 千 に 規 特 め 復 二 面 行 第 公 う 円 額
 の 別 億 債 の 規 会 額 し 二 九 債 の 別 百 つ 定 別 に 興 十 金 し 二 債 の ち 面
 規 会 九 に 規 会 額 た 条 億 に 規 会 五 い に 措 必 の 万 額 た 条 の ` 金
 定 計 千 つ 定 計 で 利 第 五 つ 定 計 十 て 基 置 要 た 円 で 利 第 発 平 額
 に に 九 い に に 七 付 一 百 い に に 四 は づ 法 な め ` 九 付 一 行 成 で
 基 関 百 て 基 関 百 国 項 七 て 基 関 億 ` き 第 財 の 東 千 国 項 の 二 二
 づ す 万 ` づ す 億 債 の 十 は づ す 八 額 発 六 源 施 日 五 債 の 特 十 兆
 き る 円 額 き る 四 に 規 万 ` き る 百 面 行 十 の 策 本 百 に 規 例 三 五
 発 法 面 発 法 千 つ 定 円 額 発 法 九 金 し 九 確 を 大 震 億 い に 関 年 千
 行 律 金 行 律 十 い に ` 面 行 律 十 額 た 条 保 実 災 四 て 基 す に 百
 し 第 額 た 四 万 は づ 法 額 た 四 万 一 付 一 関 す ら か 千 は づ る お 六
 利 十 二 利 十 円 ` き 第 額 た 十 円 兆 国 項 の る た の 百 額 発 律 け 十
 付 七 十 付 七 額 発 六 八 付 七 ` 四 債 の 額 行 争 非 者 特 九 億

九	八	七										二																	
		二					ハ						イ																
振替単位	額	最	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	払	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者
	低	額	入	札	格	第	Ⅱ	加	場	入	札	格	第	Ⅰ	加	場	入	札	格	第	Ⅱ	加	場	入	札	格	第	Ⅰ	
す	額	の	振	五				八	二					万	千	五	二	十	二		七	国	条	特			百	国	
る	の	記	替	万				千	千					八	七	百	十	一	兆		百	債	の	別			九	債	
°	整	載	法	円				円	七					千	九	十	億	円	千		十	六	に	規	会		十	に	
	数	又	の					百	十					円	四				百		億	円	い	に	計		六	つ	
	倍	は	規					十	四					億	四				千		億	円	て	基	に	関		億	
	の	記	定					四	億					億	九				七		億		、	づ	る		円	て	
	金	録	に					億	四					億	千				十		億		額	き	る		億	、	
	額	は	よ					千	五					億	七				千		億		面	発	法		面	額	
	に	、	る					千	五					億	百				十		億		金	行	律		金	額	
	よ	最	振					百	十					億	六				十		億		額	し	第		金	額	
	る	低	替					十	八					億	六				十		億		で	た	四		額	で	
	も	額	口					八	万					億	十				十		億		二	利	十		額	千	
	の	面	座					万						億	二				十		億		千	付	七		額	七	
	と	金	簿											億	二				十		億		千	付	七		額	七	

十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
償還期限	第二期以後の利子	第一期利子	入札競争格	・別加者	・別加者	・別加者	・別加者	・別加者	・別加者	・別加者	・別加者	・別加者	・別加者	・別加者

平成二十六年二月十五日	利子をその支払う。前六月間に属する	て、その支払う。前六月間に属する	を、その支払う。前六月間に属する	を、その支払う。前六月間に属する	を、その支払う。前六月間に属する	を、その支払う。前六月間に属する	を、その支払う。前六月間に属する	を、その支払う。前六月間に属する	を、その支払う。前六月間に属する	を、その支払う。前六月間に属する	を、その支払う。前六月間に属する	を、その支払う。前六月間に属する	を、その支払う。前六月間に属する	を、その支払う。前六月間に属する							
平	成	二	十	六	年	二	月	十	五	日	平	成	二	十	六	年	二	月	十	五	日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

規下は期た期平年
 定、、が金と成○
 す、、の銀をし、二・
 る、の、行を、十、一
 期、及、業、支、次、四、パ
 日、第、日、う、の、年、ー
 に、十、に、。、算、八、セ
 つ、五、に、。、た、月、ン
 い、号、に、。、だ、十、ト
 て、に、支、。、し、五、日
 同、お、払、。、り、日
 じ、お、う、。、算、を
 。、い、。、。、。、支
 。、。、。、。、。、。、

十額格十額平
 四面金四面成
 銭金額以額二
 三額上の円十
 厘百円にそつ
 につきぞれ九
 九十九の十九
 円円募円九
 九価九

十
九

償還金額
元利支額

額面金額
日本銀行
額面金額
百円につき
百円

十
八

入札参加
財務大臣
から通知を
受けた者

払込期日

平成二十四年
二月十五日